

北海道地球温暖化防止対策基金条例

(設置)

第1条 北海道における再生可能エネルギー（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーをいう。）等の導入等の加速化に資するための事業、省エネルギー（同条例第12条第1項に規定する省エネルギーをいう。）の推進に資するための事業その他の地球温暖化（同条例第2条第2号に規定する地球温暖化をいう。）の防止に貢献するゼロカーボン北海道（同条第1号に規定するゼロカーボン北海道をいう。）の実現を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、北海道地球温暖化防止対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道新エネルギー導入加速化基金条例の廃止)

2 北海道新エネルギー導入加速化基金条例（平成29年北海道条例第4号）は、廃止する。

(北海道新エネルギー導入加速化基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の北海道新エネルギー導入加速化基金条例第1条の規定により設置された北海道新エネルギー導入加速化基金に属する現金は、基金に帰属するものとする。